

令和4年8月25日

近畿税理士会  
西支部会員各位

支部長 河井 俊幸  
担当副支部長 金子 真弓

## 支部懇談会のお知らせ

先生方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、8月23日に開催されました西税務署と西支部との第5回支部懇談会における協議事項につきまして、お知らせいたします。

なお、内容についてのご質問につきましては、担当副支部長までご連絡ください。

### 【西税務署の議題】

#### 1 総務課

##### (1) マイナンバーカードの積極的な取得と活用のお願い

マイナンバーカードの取得促進については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において「令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す。」とされているところです。

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年10月20日から開始したマイナンバーカードの健康保険証利用、令和4年3月28日から開始した公金受取口座の登録、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Taxによる確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。【別紙1】

なお、現在、マイナンバーカードの新規取得のほか、健康保険証の利用登録及び公金受取口座の登録をした方を対象とした「マイナポイント第2弾」を実施しており、令和4年6月30日から健康保険証の利用登録及び公金受取口座の登録を行った方のポイント申込・付与が開始されているところです。

【別紙2】

さらに、大阪市におきましては、マイナンバーカードの出張申請窓口開設キャンペーンを実施し、身近な場所で簡単に申請できるようにしています。

【別紙3】

つきましては、関与先に対しまして、従業員の皆様を含めた、マイナンバーカードの積極的な取得と活用の呼び掛けを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

##### (2) マイナンバーカード取得促進の取組実績の情報提供について

今後のマイナンバーカードの取得促進に向けた取組の参考とするため、マイナンバーカード取得に関して独自の取組を実施又は把握された場合には、情報提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 2 管理運営

##### (1) 消費税（個人事業者）中間申告分について

8月31日（水）は、消費税（個人事業者）中間申告分の納期限です。

期限内納付指導をよろしくお願いいたします。

納税は口座振替が大変便利です。この機会に関与先への利用勧奨を、お願いします。

○ 振替納付日 …… 令和4年9月28日（水）

##### (2) キャッシュレス納付推進のお願い

納税者利便の向上及び非対面型の生活様式へと社会全体の意識変化に対応するため、キャッシュレス納付を推進しています。【別紙4】

次の納付手段について、関与先へ周知及び利用勧奨をお願いします。

- ・ ダイレクト納付（個人の方はオンラインで届出書手続き可能）
- ・ 振替納税（個人の方はオンラインで依頼書手続き可能）
- ・ クレジットカード納付

- ・ インターネットバンキング
- ・ スマートフォンを使用した新たな納付手段（令和4年12月導入予定）

### (3) PDFファイルによる電子納税証明書について

令和3年7月から、PDFファイルによる電子納税証明書の発行が可能となりました。

受領した電子納税証明書（PDFファイル）は、90日間の期限内であれば何度でも使用可能で、手数料が書面による請求に比べ安価（通常400円→370円）のため、複数枚提出の場合など、非常に便利です。

また、令和4年9月より、スマートフォンを使用した電子納税証明書（PDFファイル）が発行可能となる予定です。

積極的な利用をお願いします。

## 3 徴収

### <関与先への納付指導の協力要請について>【別紙5】

税務署では、税の適正かつ公平な賦課及び徴収を図る観点から、滞納を未然に防止するための広報・周知や納付指導を積極的に実施しています。

また、大阪国税局納税コールセンター及び税務署の徴収部門を中心に、納期限前や督促状を送付する前の適宜のタイミングで、電話による納付指導も実施しております。

その際に、納税者の方がご不在で連絡が取れない場合等において、関与されている税理士の皆様へもご連絡差し上げて納付指導をお願いする場合がございますので、納付指導の趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようによりしくお願いします。

## 4 個人・資産

### (1) 令和4事務年度の記帳指導の担当者との打ち合わせについて

#### イ 開催日

令和4年8月19日（金）

#### ロ 場所

西税務署 4階 会議室

#### ハ 参加者

柏木税理士（税対担当）・記帳指導担当税理士6名  
個人1統括官、江里口上席

#### ニ 内容

(イ) 記帳指導について

(ロ) インボイス制度の周知について

### (2) 法定資料の電子的提出利用勧奨に係る文書発送等について

平成30年度税制改正において、令和3年1月以降提出分の法定調書から、電子的提出の義務化対象基準が変更となりました。

法定資料の電子的提出利用勧奨対象者に対し、文書発送を9月中旬に行う予定です。

関与先からの連絡がありましたら、対応方よりしくお願いします。

## 5 法人

### (1) インボイス制度に係る関与先事業者の早期の登録申請等の依頼について

#### 【別紙6】

インボイス制度に係る関与先事業者の早期の登録申請については、毎回お願い申し上げているところです。

現状を申し上げますと、当署の法人の課税事業者数に占める登録割合は、6月末時点で28.3%であり、先月の支部懇で発表しました5月末時点の22.2%と比べると6.1ポイント上昇しております。

しかしながら、法人の課税事業者のうち、7割強の法人は、まだ未申請という状況であります。

ご案内のとおり、制度開始までに、関与先へは、

イ 取引先との取引条件の確認

ロ どの書類をインボイスとするかの決定

- ハ 経理・会計、販売管理等のシステム改修の検討
  - ニ 取引先との登録番号の情報共有
  - ホ 従業員に対して制度に関する研修
- などを行っていただく必要があります。

つきましては、課税事業者である法人及び個人のうち未申請となっている事業者が関与先にいらっしゃいましたら、早期申請にご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、令和4年6月に、インボイス申請書の早期提出について、署の幹部から税理士の先生方に対して、個別にお願いさせていただいたところですが、今後も署の幹部から先生方に対して、インボイス申請書の早期提出について、個別にお願いさせていただこうと思っておりますので、ご協力方よろしくお願ひします。

## (2) 添付書類を含めた完全e-Taxについて【別紙7】

添付書類も含めたe-Taxを普及していくことは、納税者等の利便性の向上につながるとともに、税務行政の効率化、ICT・データの活用を一層推進していく上で不可欠ですので、より一層のご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

## 6 源泉

### (1) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について

令和4年6月支払分(納期限：令和4年7月11日)までの納付が確認できない源泉徴収義務者に対して、納付照会ハガキを令和4年8月31日(水)に発送する予定です。

関与先からの問い合わせ等がありましたら、納付状況等をご確認の上、ハガキの回答及び早期納付のご指導をお願いします。

### (2) 関与先の納税者に対する源泉徴収制度の指導方の依頼について

【別紙8】

令和4年8月23日付で「関与先の納税者に対する源泉徴収制度の指導方の依頼について」の文書を支部長様に手交させていただいております。

この文書につきまして、支部会員の方々にもご周知いただきますとともに、今後とも源泉徴収制度についてのご理解、ご協力をお願いします。

## 【西支部の議題】

- 夏季講演会と意見交換会結果報告について
- 綱紀監察協議会結果報告について
- 支部旅行開催について
- 今後の本会、支部の行事予定について

HPアドレス	<a href="http://www2.kinzei.or.jp/~nisi/">http://www2.kinzei.or.jp/~nisi/</a>	
メンバーページ	ユーザー名	nisi
	パスワード	utsubo